

## 令和 5 年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○ 令和 5 年度の労働保険 年度更新の申告・納付期間は、6月1日(木)から7月10日(月)までとなります。

申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

○ 令和4年度および令和5年度の雇用保険率は下表のとおり改定されています。

|              | 令和4年4月1日<br>～令和4年9月30日 | 令和4年10月1日<br>～令和5年3月31日 | 令和5年4月1日～ |
|--------------|------------------------|-------------------------|-----------|
| 一般の事業        | 9.5/1000               | 13.5/1000               | 15.5/1000 |
| 農林水産等<br>の事業 | 11.5/1000              | 15.5/1000               | 17.5/1000 |
| 建設の事業        | 12.5/1000              | 16.5/1000               | 18.5/1000 |

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○ 労災保険率は令和4年度と同率となります。

○ 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。  
申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

(参考)

納付期限(令和5年度)

|            | 第1期   | 第2期    | 第3期   |
|------------|-------|--------|-------|
| 口座振替利用無の場合 | 7月10日 | 10月31日 | 1月31日 |
| 口座振替納付日    | 9月6日  | 11月14日 | 2月14日 |

(問い合わせ先)

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

TEL 029-224-6213

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

または、各 労働基準監督署・各 公共職業安定所